

## 令和元年12月4日 参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会議事録

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文でございます。

まず、私は、古いテーマになりつつありますが、道州制について質問をしたいと思えます。

大臣も、地方創生の担当相ということで、今地方を活性化しないと日本の活力は生まれないうことで御努力はされていると思うんですが、これまで、大臣まで六名の地方創生の担当大臣がお仕事をされてきている。ただ、全く結果は出ていない。東京一極集中は進む一方、地方は廃れる一方であります、結果として。確かに、人口も減ってきて、少子高齢化が進んで、雇用の場も地方になくなって、東京にはどんどんどんどん企業も人も情報も集中するけれども、地方はどんどん廃れる一方。

私たち日本維新の会は、もちろん地方分権や地方創生の様々な政策は打つ必要は認めますが、やっぱりもう統治機構改革をやるしかない。中央政府の霞が関の大きな権限をどんと地方に、道州に渡して、そして、今県がやっていたような権限も市町村に渡して住民に近いところで自治を決められるようにする。こうやって、道州の善政競争によって日本全体を活力あるものにする。善政って、善い政治行政と書くんですね。善政競争によって活力あるものにする。究極の改革は道州制しかないという思いで訴えを続けてきております。

ただ、最近の政府は極めてトーンダウンしているように見えてならないんですが、まず、大臣、道州制に対する現在の政府の見解はどのようなものでしょうか。

○国務大臣（北村誠吾君） お答えします。

道州制は、国家の統治機能を集約、強化するとともに、住民に身近な行政はできる限り地方が担うことにより、地方経済の活性化や行政の効率化を実現するための手段の一つであり、国と地方の在り方を根底から見直す大きな改革であると存じます。

このような大きな改革でありますから、その検討に当たりましては、地方の声を十分に聞きつつ、国民的な議論を行いながら丁寧に進めていくことが重要であろうと考えております。

○松沢成文君 大臣が今道州制の目的について言いましたけれども、国家の統治機能を集約、強化するとともに、住民に身近な行政は可能な限り地方が担うと。これ、この二つは二律背反しちゃっているんですよ。国家の統治機能を集約、強化するというのは、中央集権を固めるというふうに聞こえるでしょう。で、住民に身近な行政は可能な限り地方が担うと、これは地方分権を進めるということですよ。こんなふうにして、国の行政権限も守りたいな、でも地方に譲らないと皆さんに言われちゃうからこれもやらなきゃいけない、こんな目的だから全く前に進まないんですよ。

それで、面白いことに、石破大臣や山本大臣のときはこの目標を言っていたんですが、まあこれ、私たちも、中央集権と地方分権両方やるようなもので、ブレーキとアクセル両方踏むようなもので、こんなじゃうまくいかないぞというふうに指摘しましたら、梶山大臣の

ときからは、国家の統治機構を集約、強化するとともにというのを落としているんですね。大臣所信で、全部私調べましたけれども、後段の、住民に身近な行政は可能な限り地方が担うということに一本化しているんですね。

この目的を見ても、国の方針が全然定まっていなというのが分かります。また、今大臣は両方おっしゃいましたから、またブレーキとアクセル両方踏んで全く進まないというのが今の道州制の政策ではないかなというふうに思います。

それで、じゃ、大臣、これまで道州制の推進やってきたとおっしゃいますが、ちょっと飛ばしますけどね、四番目に行きます。実績と評価、道州制の推進やってきたんだよ、こういう実績があるよ、すごいだろうという、何か自慢できるものがあったらおっしゃってください。

○国務大臣（北村誠吾君） お答えします。

道州制の議論につきましては、平成十八年二月、第二十八次地方制度調査会において、道州制のあり方に関する答申がなされております。この答申においては、道州制の基本的な制度設計が示される一方で、道州制の導入には広範な検討課題があることや国民生活にも影響があることから、国民的な議論が幅広く行われることを期待するものとされております。

その後、平成十九年一月、道州制ビジョン懇談会が設置され、平成二十年三月の中間報告において、道州制の理念、目的、制度設計の基本的な考え方のほかに、導入のメリットやプロセスなどが提示されたところであります。

これらにより、道州制に関する国民的議論の基礎が示されたものと認識しておるところであります。

○松沢成文君 大臣、会議を幾つもつくりましたと、そこで理念を考えましたと、あとは国民の議論に期待します、こんなの誰だって言えるんです。こういうのを実績と言わないんです。

どれだけ道州制に近づけたか。唯一、実績と言えるのは北海道を道州制特区にしたことでしょう。特区にして北海道で道州制の一つのモデルをつくって、それを全国に広めていくという方向出したんですよね。でも、この北海道に移譲された六つの権限なんというのは、商工会議所に対する監督に関する事務を北海道に譲りましたとか、あるいは鳥獣保護法に係る危険猟法の認可に関する事務とか、こんなの地方分権の小さな項目ですよ。こんなことやるのが道州制じゃない。

道州制というのは、行政、政治の基本的な枠組みをもう地方に譲っていかうということなんです。だから、簡単に言えば、何にもやっていないんです、政府は。それで国民的な議論に期待しましょうなんて言ったって進むわけがないでしょう。

さあ、大臣、私、進言します。もう政府は道州制の政策下ろした方がいいです、やる気ないんだから。下ろしましょうよ。我々政党レベルでやる気があるところが国民運動もやって

いきますから。それで、各大臣が必ず所信のときに、申し訳ないように五行か六行、全く同じ文言で道州制も触れているだけなんです。潔く、大臣、道州制はもうやめますと、私は地方創生で頑張ってみせますと云ったらどうですか。いかがでしょう。

○国務大臣（北村誠吾君） 道州制は国と地方の在り方を根底から見直す大きな改革でございますから、その検討に当たっては、地方の声を十分に聞きながら国民的な議論を行って丁寧に進めていくことが大事と考えております。

道州制は地方経済の活性化や行政の効率化にも資する手段の一つと考えておりますから、引き続き、国会における御議論も踏まえつつ取り組んでまいります。

○松沢成文君 まあ目的を再度説明いただきましたが、じゃ、大臣、もう少し、もう少し聞きますけれども、道州制担当大臣というのがあったんです、昔、自民党のというか政府の中に、政権の中に。多分、渡辺喜美さんなんかは最後の道州制担当大臣かな、やっていたんですよ。それがなくなって、それじゃ地方分権全くやらないみたいで格好悪いから、地方創生担当大臣というのが出てきたんです。それで、大臣は五代目か六代目ですよ。

何でそうしちゃうんですか。道州制を本当にやる気があって、もう統治機構の改革からこの国の姿を変えて地方分権進めるといふふうにしたら、道州制担当大臣はしっかり守っていくべきじゃないでしょうか。それをやめたということは、やる気がないということですよ。

○国務大臣（北村誠吾君） お答えします。

繰り返しになる部分もあって大変恐縮でありますけれども、道州制は国と地方の在り方を根底から見直す大きな改革でありますから、その検討に当たっては、地方の声を十分に聞きながら、国民的な議論を行いつつ、丁寧に進めていくことが重要と考えております。

これまでも与党において道州制に関して検討がなされてきており、政府としても、連携しつつ取り組んでまいりたいと考えております。

○松沢成文君 政府がやる気がないのに、国民の声なんて上がってきませんよ。政府が本当にだあっと推進したら、反対も賛成も含めて国民は、どうするんだと、国民的議論になるんですよ。是非とも道州制はもう看板を下ろした方がいいと、やる資格がないと思います。

さて、次、電子たばこ、加熱式たばこについて伺いますけれども、もう委員の皆さん御存じだと思いますが、電子たばこといっても非常に定義が難しく、電池の熱で吸うたばこを電子たばこというんですが、それは、ニコチン溶液で吸う電子たばこもあればニコチン溶液が入っていない電子たばこもある。日本は薬機法でいろいろ規制されているので、日本の場合は、たばこの葉っぱを熱して、燃やすんじゃなくて電気で熱して吸う電子たばこを加熱式たばこというんですね。非常に何か難しい定義ですが。

さて、電子たばこ一般について、大きくりの電子たばこについて伺いますけれども、消費者庁は、日本国内で電子たばこが消費者の生命、健康に与える影響をどのように把握していますか。

○政府参考人（高島竜祐君） お答えを申し上げます。

お尋ねの電子たばこによる消費者事故などの情報につきましては、消費者安全法等に基づきまして関係機関等から消費者庁に通知が寄せられているところでございます。二〇一六年十一月以降の約三年間に事故情報データベースシステムに登録された電子たばこに関する事故件数は百五件となっております。

具体的な事故内容についてでございますけれども、発煙、発火、過熱といったものが最も多く、三十九件となっております。また、健康被害につきましては、発火等によるやけどといったもののほかに、電子たばこの使用後に気分が悪くなったといったものも登録をされております。

消費者庁といたしましては、引き続き、電子たばこによる消費者事故の情報について注視をしてみたいと考えております。

○松沢成文君 今の御答弁で、やけどなんかのそういう被害も報告されているとありましたけど、実はこれ、アメリカで大変なことになっているんですね。電子たばこで、これを常習する中高生が急増してしまっていて、肺のトラブルで亡くなる方も続出して社会問題になっていまして、トランプ政権は電子たばこを禁止する方針まで打ち出して、また今、たばこロビーのロビーイングでちょっとがたがたしていますけど、こういう状況になっています。

さて、厚生労働省、厚生労働省は、日本国内で電子たばこが消費者の生命、健康に与える影響についてどのように把握されていますか。

○政府参考人（奈尾基弘君） お答え申し上げます。

いわゆる電子たばこについて、国内では、疾病や死亡リスクとの関係など、この健康影響は現時点では明らかになっていないところでございます。

しかしながら、現在、議員からお話ございましたとおり、米国では、電子たばこの関連が否定できない呼吸器関連の健康被害が報道されておりまして、全ての電子たばこの使用を控えることを推奨してございます。こうした状況を踏まえると、電子たばこは健康被害を起こすおそれは否定できないと考えてございます。

このため、厚生労働省では、先般、電子たばこの使用により呼吸困難、息切れ、胸痛といった呼吸器症状が見られるなど具合が悪くなった場合には、その製品の使用を直ちに中止して医療機関を受診していただくよう、ホームページで注意喚起を行ったところでございます。

厚生労働省といたしましては、引き続き、米国など海外の電子たばこに関する健康被害の状況などを情報収集するとともに、こうした注意喚起によりまして医療機関や省内関係部局に寄せられた情報等を更に収集していくこととしておりまして、これらの情報等を通じて、電子たばこの健康影響について把握をしてみたいと考えてございます。

○松沢成文君 もう今、WHOの方でも、電子たばこについて、ニコチンが入っているもの、入っていないものを含めて、有害性が確認されているから規制すべきだという方針も打ち出

しているんですね。

さて、日本では、薬機法の規制によってニコチン溶液を使った電子たばこの販売が規制されていますけれども、これ、個人輸入は規制されていないんですね。

私は、健康上の危険性もあるわけだから、個人輸入についても何らかの規制をすべきではないかと考えていますが、厚労副大臣の御意見を聞かせていただきたいということと、また、国内で流通するニコチンを含まない電子たばこでも、先ほどもちょっとありましたけれども、ホルムアルデヒドだとかアセトアルデヒド、プロピレンオキサイドなどといった発がん性物質やその他の有害物質を発生するものがあるということが報告されていますけれども、これらの販売が何ら規制されておらず、未成年者も購入することができるという状況です。

ニコチンを含まない電子たばこも規制する必要があるのではないかと思います、橋本副大臣、いかがでしょうか。

○副大臣（橋本岳君） まず、電子たばこのうち、ニコチンを含むものについてでございますけれども、これはその成分によりまして、医薬品であるという取扱い、またそのカートリッジの中のニコチンを無化させる装置は医療機器に該当すると、こういう扱いにしております。

したがって、国内では、その薬事承認を得る必要がありますが、そういった製品がないものですから、現在国内で販売することはできません。

ただ、御指摘のように、ニコチンを含有する電子たばこについては、自己使用の目的で、かつ少量であれば、個人輸入をすることは可能というのは、委員御指摘のとおりでございます。ただ、これは、その薬機法の医薬品の一般的な取扱いになりますので、そことの、その電子たばこだけは特に規制するということについてはそのほかの医薬品等との比較考量も必要になるかというふうに考えます。

その上で、厚生労働省では、海外における健康被害の発生等を踏まえて、厚生労働省のホームページにおいて注意喚起を行っているところでございますが、引き続き、どのような対応が適切かということは検討してまいりたいと思っております。

また、ニコチンを含まない電子たばこということですが、これは、医薬品でもございませんし、たばこ事業法におけるたばこでもございません。要するに、何かの商品というぐらいの扱いですから、法律上はない、一般的な商品という扱いでございます。そういう意味で、現状では規制ございません。

ただ、これも、今御指摘のように、科学的知見等も踏まえ、今後、その公衆衛生上どのような対応が適切かということは、今のことを踏まえた上で検討していくべき課題だと思います。

○松沢成文君 次に、日本ではやりつつある加熱式たばこについて伺いますが、加熱式たばこは、含有量は少ないものの、この紙巻きたばこと同じ種類の有害性物質が発生します。た

ばこの特徴というのは、少量の有害物質の暴露でも健康へ与える影響が大きい点にあるんですね。ですから、受動喫煙に関しても、有害物質の量が減ったからといって健康リスクが低減するものではないんです。

さて、加熱式たばこの健康へのリスクを厚労省はどのように考えておりますか。

○副大臣（橋本岳君） 加熱式のたばこについては、その主流煙に健康に影響を与えるニコチンや発がん性物質が含まれていることは明らかでございます。

一方で、紙巻きたばこは異なりまして、製品化されたのがまだそう日がたっておりませんので、現時点の科学的知見では、受動喫煙による将来的な健康影響を予測することは困難な状況だと認識をしております。

健康増進法におきましては、受動喫煙に関する調査研究を推進すべき旨の規定が設けられておりまして、加熱式たばこの健康影響についても継続して調査を進めてまいりたいと考えております。

○松沢成文君 ちょっと厚労省の認識は甘いと思うんですね。といいますのは、本年七月に世界保健機関WHOは、電子たばこや加熱式たばこは健康上のリスクを減らすわけではなく、間違いなく有害であるという報告を発表しまして、紙巻きたばこ同様に規制を行うべきだとの見解を示しました。

この見解について、厚労省はどうお考えですか。

○副大臣（橋本岳君） 御指摘のWHOの報告書では、加熱式たばこや電子たばこのような新型たばこ製品について、加熱式たばこはたばこ製品だとしてWHOのたばこ規制枠組条約、F C T Cに示す各種政策に沿って取り組むこと、電子たばこは無害でなく規制されるべきものであり、F C T Cに示す各種政策が適用され得ること等について指摘をしているものと承知をしております。

これらの指摘は、新型たばこ製品についてF C T Cが示す各種政策を国内法に基づき優先事項を決めて取り組むことを検討するよう求めているものであって、必ずしも紙巻きたばこ同一の規制の内容あるいは基準自体とするようまで求めているわけではないというふうに承知をしております。

現在、先ほど申しましたとおり、加熱式たばこの健康影響につきまして調査を進めているというところでございますので、その調査の結果を見てまた今後検討するというようにしたいと思っております。

また、電子たばこにつきましては、これは先ほど申しましたけれども、製造たばこにもなっていないということで健康増進法の規制というのを設けておりませんが、引き続き注意喚起を行いつつ、情報収集に努めていくということでございます。

これら新型たばこ製品に関しては、必要な情報収集や調査研究等を引き続き進めることとしておりまして、これらの結果も踏まえながら、必要に応じて他省とも相談しつつ適切に対

応してまいりたいと考えております。

○松沢成文君 たばこ会社は、紙巻きたばこの消費がどんどん落ちているので、加熱式たばこという新しい製品を開発して、こちらの害は本当に少ないですからと、臭いもしませんからと、皆さんこっちに移行してくださいって必死にキャンペーンやっているんですね。ただ、有害性は紙巻きたばこと一緒なんです、量の違いはあったとしても。

ですから、やはりこの紙巻きたばこについての規制もしっかりやらないと、結局たばこの害はこの世界からなくなっていくかないということでもありますので、是非とも厚労省におかれましては、WHOとも連携をしながら、条約の履行も含めて、加熱式たばこについてきちっと対応していただきたいことをお願いして、質問を終わります。